

鹿児島工業高等専門学校における校長の職務の代行者について

令和2年1月15日

校長裁定

鹿児島工業高等専門学校の校務について、校長に事故があるときは、他に特別の定めがあるものを除き、副校長（教務主事）がその職務を代行する。